

新型コロナウイルス感染症に関する政府の水際対策強化に係る新たな措置

(入国拒否対象地域：イラン全域及び欧州21か国の追加)

令和2年3月26日

1. 入国拒否対象地域の追加

現在、中国湖北省、同浙江省、韓国大邱広域市、慶尚北道（清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡）、イラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州サンマリノ共和国全ての地域、アイスランド全ての地域、スイスのティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州、スペインのナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州からの入国制限措置が講じられていますが、対象地域が新たに追加されました。本件取扱いについては、3月27日午前0時（日本時間）から実施されます。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は対象となりません。

当該対象地域は以下のとおりです（下線が追加対象地域）。

【過去14日以内に滞在していた場合、上陸拒否の措置が講じられる地域】

○ 中 国：湖北省、浙江省

○ 韓 国：大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、
義城郡、星州郡、軍威郡

○ アイスランド：全域

○ サンマリノ：全域

○ イ ラ ン：全域

○ 欧州21か国の全域（下記）：

アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2. 検疫の強化

3月28日午前0時（日本時間）から4月末日までの間、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国、バーレーンの全域からの入国者は、検疫所長の指定する場所で14日間待機しなければならない、国内において公共交通機関を利用することはできません。

3. 査証の制限等

(1)上記2の国に所在する日本国大使館又は総領事館で3月27日までに発給された一次・数次査証の効力は停止されます。

(2)上記2の国に対する査証免除措置は順次停止されます。

(3)上記2の国並びに中国（香港を含む。）及び韓国とのAPEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用は順次停止されます。

上記(1)～(3)の措置は3月28日午前0時（日本時間）から4月末日までの間実施し、この期間は更新することができます。

4. 中国及び韓国に対して実施中の水際対策の継続

第17回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年3月5日開催）において、3月末日までの間実施することと致しました検疫の強化、航空機の到着空港の限定等、査証の制限等の措置の実施期間を更新し、4月末日まで実施致します。この期間は、更新することができます。

こちらをご参照ください。

[水際対策の抜本的強化に関する Q&A](#)